

中山間地域移動手段確保支援業務委託仕様書

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、顕在化が懸念される中山間地域の交通弱者に対応するため、地域住民が主体となって交通空白地有償運送等の移動支援に取り組もうとする地域において、取組実現に必要なニーズ調査や話し合い、運行・運営モデルの作成を支援する。

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月25日

3 業務内容

交通空白地有償運送等の中山間地域における移動手段について、関係法令や趣旨を十分理解した上で、以下の業務を実施すること。

なお、以下の内容以外について、委託業務目的達成のために必要な調査・検討を予算の範囲内で適宜追加して差し支えない。

(1) ニーズ調査及び調査支援

串間市本城地区、延岡市北方町笠下地区において、運行・運営モデルを作成するために必要な以下に例示する調査を行う。なお、調査の実施にあたっては、地域住民の主体性を引き出す工夫をすること。

- ・利用ニーズ調査、要移動支援者マップ作成
- ・運行ルート調査
- ・既存公共交通との接続調査

(2) 地域住民向け勉強会の開催

地域住民が主体となった交通空白地有償運送などの移動支援に関する地域住民向け勉強会を開催する。

- ① 開催回数等 各地域1回以上とする
- ② 時 期 事業の進捗状況により、適宜設定する
- ③ 対 象 者 主に地域住民
- ④ 留 意 事 項

ア 地域住民主体で移動支援を実現するために、参考となる事例を紹介すること。また、事例に関係する法令等について地域住民が理解できるよう工夫すること。

イ 地域住民主体で移動支援を実現するために、地域住民の気運の醸成が図られる内容とすること。

ウ (1)の調査と組み合わせるなどして効果的に実施すること。なお、勉強会を具体的な運営体制の検討会としても差し支えない。

(3) 先行事例調査支援

地域住民の参考となる事例の視察を企画・調整するとともに、現地でのアテンドを行うこと。視察を行う地域住民は5名以内とし、1地域あたり2箇所を上限とする。

(4) 運営モデル作成支援

(1)、(2)により得られた結果を基に、地域住民の支援を行い、人員体制、運行形態、運行ルート、安全管理・保険、資金面を含めた運営モデルを作成すること。

- (5) 交通空白地有償運送等の許可・登録の手続き支援
調査の進捗状況次第では、法律に基づいた許可・登録を受けるための支援を行うこと。
- (6) 手順書の作成
以下の2つの手順書を作成する。
 - ① 他地域で実施する場合の取組手順について、手順書としてまとめること。
 - ② 本事業により調査を実施した2地域について、業務終了後から具体的な取組実現までの行動計画について、手順書としてとりまとめること。
- (7) 事業実施報告書
記録写真の撮影や事業概要など、(4)を含めた本業務の実施内容をとりまとめ、事業実施報告書を作成すること。

4 業務全体の留意事項

- (1) 対象自治体における地域交通の方向性や考え方を十分理解し、齟齬がないようにするとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日号外法律第59号）に基づく地域公共交通計画が作成されている場合は、可能な限りその内容と整合性をとること。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、県、関係市町村、地域住民及び関係事業者との信頼関係構築に努め、連携を図ること。
- (3) 当事業では地域住民が主体となった移動支援の実現を目指すものであるため、業務全体を通して、地域住民の主体性を損なわないよう、地域住民が行う調査や検討を支援する立場として業務を実施し、地域住民をファシリテートすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に必要な感染防止対策を徹底すること。

5 経費

業務により生じる経費（会場費・設備使用料、外部専門家等への謝金・旅費、勉強会開催に関する消耗品・お茶代、先行事例調査にかかる住民の旅費等）は、受託者が委託料より支弁する。

6 成果品

- (1) 事業実施報告書（製本せず、ドッチファイルに綴じた状態で提出すること）
- (2) 電子データ一式

7 その他

- (1) 成果品及び手順書についての権利は、県に帰属する。
- (2) 業務の実施にあたっては、県・関係市町村と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務を実施する中で、取組の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。